

令和6年能登半島地震により

修了証を紛失等された皆様へ

令和6年能登半島地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

川崎市消防局では、この度の地震で被災したことにより、当局発行の各種防火管理講習修了証又は防災管理講習修了証を紛失等された場合は、次のとおり当該講習修了証明書の交付手数料を免除することといたしましたのでお知らせします。

1 対象者

地震被害により川崎市消防局が発行した甲種又は乙種防火管理講習修了証若しくは防災管理講習修了証を失われた（汚損、破損等を含む）方が対象となります。

2 免除額

各種普通講習修了証明書交付手数料 1件につき300円です。

ただし、郵送での手続きを希望される場合の郵送費等は、申請者負担とさせていただきますので、84円切手を貼り、お届け先の住所を記入した返信用封筒を別途御用意ください。

なお、本件については窓口申請又は郵送による申請に限らせていただきます。具体的な郵送によるお手続き方法はホームページ※の案内を御確認ください。

※インターネットで川崎市 普通講習修了証明書と入力して検索

3 免除期間

令和7年1月6日まで

4 記入方法

『普通講習修了証明申請書（第18号様式）』の申請理由欄に「令和6年能登半島地震により紛失等」と記入してください。

5 問合せ先

〒210-8565

川崎市川崎区南町20-7

川崎市消防局予防部予防課予防係

電話：044-223-2705

メール：84yobo@city.kawasaki.jp